

都市公共政策ワークショップ I 議事録

開催日時：平成23年6月17日（金）18：30～20：30（1限目～3限目）

開催場所：107教室

テーマ：貧困対策の日韓比較

講師：五石 敬路氏（東京市政調査会 主任研究員）

1 講師自己紹介

2 はじめに（日本の現状について）

- ・「長期失業者」（1年以上失業が続いている者）が全失業者の中でどれくらいの割合を占めているかを示す「長期失業率」を見ると、最近は4割を超えている。海外と比較した場合、英国・OECD に比べて高い値となっている。なお、米国の長期失業率が極めて低いのは「低賃金でも労働者が受け入れるならば、働く場所はある＝賃金格差が大きい」からであり、反対にフランスが極めて高いのは「賃金格差が小さい」からである。
- ・3月で生活保護受給者数が200万人を超えた。不況のほか、NPO やマスコミ等の影響か。新宿区では毎月約150名の新規開始ケースあり。東日本大震災の影響で今後増々申請が増えるであろう。
- ・生活保護まで行き着いた人は、知的面・精神面での疾患も考慮すべき場合が多く、「自立のための就労支援が必要」とは一概に言えない。だが、生活保護を受けるまでに至らない失業者は（長期失業者になってしまわないよう）早期就労をすべきである。
- ・「長期失業者」と「非正規労働者」は違う属性であることをまず理解しなくてはならない。前者は、50代前後の男性が多く、元正規職員であったがリストラされ無職となり、家庭内に問題を抱えて单身生活を送っているパターンが多い。後者は、女性が多く、比較的短期間で再就職を繰り返している。日本ではこの「長期失業者」に対する関心が低い。自治体の行っている就労支援は若年に力を入れていることが多く、30代以上への支援は極めて少ない。

3 政府内の現在の議論

- ・実は過去の自民党政権下でも新しい支援策は出されており、その点では現在の民主党政権とその点では変わらない。しかし自民党政権下では財政面での議論が活発で、反対に「格差」や「非正規雇用」といった問題には無関心であった。
- ・現在の政府では、まず「社会保障改革に関する有識者検討会」において理念が確立され、「社会保障改革に関する集中検討会議」で「社会保障改革案」が出された。この中で「統合合算制度」については「生活保護を廃止した途端に手取り額は減少するため、結局保護から自立する動機づけが少ない」という現状を解決する策として注目している。
- ・生活保護について国と地方が協議を行うようになり、新たな取組みが始まっている。
例：埼玉県下の自治体とハローワークの協定に基づく就労支援

伴走型の支援である「パーソナルサポーター（PS）制度」の実施（ただし、緊急雇用創出の基金を利用しているため、23年度で一旦終了する見込み。今後は自治体が肩代わりするのか、制度廃止するのか不透明）

4 韓国のワーキングプア対策（ビデオ鑑賞を通して）

- ・2007年に成立した「社会的企業育成法」により、「社会的企業」に認証された企業268あり、今後も増えていくと思われる。「社会的企業」の特徴は、政府・市民社会・企業等、すべてのセクターが協力していることである。
- ・ビデオで取り上げた「タミソ財団」では、社会的に弱い立場にいる人が、働くことを通じて社会で自立していくことを目指している。「社会的企業」とは、と「社会的価値と経済的価値をともに持とうとするもので」であり、母子家庭等を単に雇用するのではなく、働き方そのものを変えていこうとしている。そのためには何よりも「新しいアイデアで勝負すること」が大切であると考えている。
- ・また、同ビデオで取り上げた「コムウィン」では、（地域・政府だけでなく）企業との連携も大切と考えて、三星電子やhpをパートナーとし、年間約15億ウォンの売り上げをあげている。

5 日本のワーキングプア対策（ビデオ鑑賞を通して）

- ・生活保護受給の母子家庭の子供に対し、大学生ボランティアが勉強をサポートする釧路市の事業を紹介。
- ・釧路市にある高齢者下宿「ドナルドハウス」の紹介。本来は一時的な宿泊施設であるはずだが、長期滞在が多い。無届施設であり、貧困ビジネスの面から議論あり。
- ・川崎市にある無料低額宿泊所「伊勢崎ハウス」の紹介。
- ・立川市の若者の自立支援事業「若者サポートステーション」の紹介。
- ・大牟田市の労働者協同組合の取組みを紹介。労働者が出資し、経営に参画している。雇用を自分たちで作り出そうとする動きであり、単なる雇用面でのサポートだけでなく、情緒的な面でのサポートにもなっている。

6 日韓のデータ比較

- ・日本は高齢者に対する支援が厚い（国民年金等）。韓国は、高齢者は親族が支えるものであると考えているため、高齢者よりも若年に対する支援が厚い。

7 新しい制度のデザイン

【給付面】

現在の雇用保険は約1年で切れ、その直前になると（失業者が危機感を抱くため）就職率が上がる。雇用保険の後にも別手当を出すことになれば、就職インセンティブが働かなくなる可能性もあり、新たな「求職者支援制度」についての今後の見通しは不明。

【サービス面】

生活困窮者数のほうが、生活保護受給者数よりも多いことから、「ケースワーク＝生活保護受給者支援」とはもう言えなくなっている。給付は国が、ケースワークは（生活保護受給者に限定せずに）自治体が行うことが望ましい。

【京都府の事例から（京都テルサ内での取組み）】

様々な利用者の困りごとのレベルに応じた相談を、「京都テルサ」という一つの建物内で対応している。まずは「総合相談」で受けた相談を、内容により各ブースに振り分けている。なお、利用者アンケートでも「親切・個別に対応してくれる」「同じ面接官がついてくれる」等、満足度が高い。しかし、専門職職員間のコミュニケーションをスムーズにすることや、新たな支援対象者の発見等の様々な課題があり、今後も改善していく必要がある。

8 質疑応答

【質問 1】社会的企業育成法で認証された企業の経営状態は？

【回答 1】2007 年に 2 年間の有期人件費補助が出たが、2009 年に自立した経営が出来ない企業が多かったため、補助期間を延長した。つまり政府の補助なしでは運営できない。税理士・弁護士のボランティアを派遣したり、行政の遊休不動産の低額での貸し出しを行ったりと、帳簿に出てこない支援も様々行われている。

【質問 2】社会的企業育成法における介護保険事業者の扱いはどうなっているのか？

【回答 2】指定事業者と思われる。ただし、制度自体が始まって間がないため少ない。

【質問 3】生活保護から自立する目安である「収入認定額>最低生活費」の算出の際、「収入認定額」とは、社会保険も含めた必要経費のほかに基礎控除や特別控除も行っているのだが、それでも実際には「手取り額<最低生活費」となっているのか？

【回答 3】「手取り額<最低生活費」となるのは保護から自立した直後ではなく、しばらく経ってからの話である。やはり国保料が大きな負担になっていると考えている。

【質問 4】PS にはどのような人がなっているのか？また、新たな求職者支援制度について、従来の職業訓練と中身が変わっていないと思われるが。

【質問 4】PS は資格不問であるが、チーフに現場経験者を充てるなどしている。また、求職者支援制度については、中身自体は従来のものとの違いは今のところない。認定する団体が存在するか否かが違いかと思われるが、必要性は今後の検討が必要と思われる。

【質問 5】「地域の役割が大切」とのことであるが、具体的にはどういったものか？

【質問 5】たとえば、小中学校区ごとのコミュニティ担当者がありとあらゆる生活相談に乗る、といったことが考えられる。民生委員・児童委員が本来はその役割を負うところであるが、(特に大都市では)希薄になってきてしまっている。また、社会福祉協議会の頑張りも必要と考えている。